

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年9月5日に提起した処分庁による平成28年6月21日付け平成28年度固定資産税・都市計画税第1期の督促処分に係る審査請求について、これを棄却しようとする審査庁の裁決の内容は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 平成28年4月28日、処分庁は、八尾市〇〇〇丁目〇番〇（地目「宅地」、地積「〇〇〇. 〇〇㎡」）（以下「本件土地」という。）に係る平成28年度固定資産税（以下「本件固定資産税」という。）及び平成28年度都市計画税（以下「本件都市計画税」という。）について、平成28年1月1日現在において本件土地の登記簿に所有者として登記されている審査請求人ほか2名に納税義務が成立するとして、本件固定資産税及び本件都市計画税（以下「本件固定資産税等」という。）を賦課徴収するため、当該納税義務者の1人である審査請求人に対して、本件固定資産税等に係る納税通知書を送付した（以下、本件固定資産税等の賦課処分を「本件賦課処分」という。）。
- 2 平成28年6月21日、処分庁は、本件固定資産税等の第1期の納期限である平成28年5月31日までに当該納付がなかったとして、審査請求人に対して、平成28年度固定資産税・都市計画税第1期の督促状を送付した（以下、平成28年度固定資産税・都市計画税第1期の督促処분을「本件処分」という。）。
- 3 平成28年9月5日、審査請求人は代理人を通じて、八尾市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の代理人であり本件土地の共有者の1人である〇〇〇〇氏が、八尾市固定資産評価審査委員会に対し、本件土地に係る平成28年度固定資産課税台帳登録価格に対する不服申立てを行っている。また、以前から同氏が、本件固定資産税等に関して八尾市資産税課職員にも相談している（相談内容は審査請求書添付資料のとおり。）ところであるにもかかわらず、審査請求人に督促状が送付されたことは納得できない。

2 処分庁の主張

（1）本件処分に至るまでの経緯について

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号。以下「条例」という。）第59条第1項及び第2項、第70条、第137条第1項及び第2項並びに第139条の規定により、平成28年1月1日現在における本件土地の所有者である審査請求人ほか2名（本件土地の登記簿に所有者として登記されている。）に本件固定資産税等の納税義務が成立する。

平成28年4月28日、処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第13条第1項、第364条第1項から第3項まで及び第9項並びに法第10条の2及び法第10条において準用する民法（明治29年法律第89号）第432条の規定に基づき、本件固定資産税を賦課徴収するため、

当該納税義務者の1人である審査請求人に対して本件固定資産税に係る納税通知書（課税明細書を含む。）を送付した。なお、本件都市計画税の賦課徴収については、法第364条第10項及び第702条の8第1項本文の規定により審査請求人に対して本件固定資産税の賦課徴収に併せて行った。

平成28年6月21日、処分庁は、本件固定資産税等の第1期の納期限である平成28年5月31日（条例第71条第1項及び第140条第1項において、固定資産税及び都市計画税の第1期の納期限は、5月31日と規定されている。）までに当該納付がなかったため、法第371条及び条例第77条並びに法第702条の8第1項本文及び条例第141条本文の規定により、審査請求人に対して、本件固定資産税等に係る督促状を送付した。なお、当該督促状は、審査請求書添付書類に相違ない。

（2）本件処分的前提となる本件固定資産税等の賦課処分について

審査請求人は、本件固定資産税等の賦課処分に不服があるものと解されるが、督促処分と賦課処分は、それぞれ異なる法律効果の発生を目的とする別個独立の行政処分であり、仮に賦課処分に違法があるとしても、その違法を当然に承継するものではない。

しかしながら、督促処分は、徴収処分によって確定した徴収金を納税者が納期限までに納付しない場合に行われるものであって、賦課処分が有効であることを前提としてなされるべきものであるから、賦課処分が無効であるか、又は違法を理由として取り消されたときは、これに基づく督促処分は違法となる。

そこで、まず、本件固定資産税等の賦課処分の効力について検討する。

条例第59条第1項及び第2項、第70条、第137条第1項及び第2項並びに第139条の規定によると、土地に係る固定資産税及び都市計画税は、土地の所有者に課せられるものであるが、この所有者とは、その年度の初日の属する年の1月1日現在において土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうものである。

したがって、1月1日現在において登記又は登録されているだけで、固定資産税及び都市計画税の納税義務者として法律上確定することになる。

なお、審査請求人ほか2名の共有物である本件固定資産につき、法第10条の2の規定に基づき当該3名が連帯して納税義務を負うところ、法第10条において準用する民法第432条の規定により、処分庁は、当該連帯納税義務者の1人に対して、又は同時若しくは順次に全ての連帯納税義務者に対して履行の請求として納税の告知を行うことができる。

これを本件についてみると、平成28年1月1日現在において登記簿（弁明書添付書類①）に所有者として登記されている審査請求人ほか2名を本件固定資産税等の納税義務者とし、本件固定資産税等を賦課徴収するため審査請求人に対し納税通知書を送付し、これが到達していることが認められることから、この点に何ら違法又は不当な点は認められない。

次に、審査請求人が主張する、審査請求人の代理人及び本件固定資産の共有者の1人である〇〇〇氏が、法第432条第1項の規定により、本件固定資産の価格に関し、八尾市固定資産評価審査委員会に対し審査の申出を行っていることについては、法第433条第12項の規定により平成28年9月26日付けで同委員会から処分庁に通知されたところによれば、当該申出については同日付けで棄却されたことが認められる（弁明書添付書類②）。

その他本件処分的前提となる賦課処分に何ら違法又は不当な点は認められない。

(3) 本件処分について

法第371条及び条例第77条並びに法第702条の8第1項本文及び条例第141条本文の規定によれば、納税者が納期限までに固定資産税及び都市計画税に係る徴収金を納付しない場合においては、納期限後30日以内に督促状を発しななければならないと規定されている。

これを本件についてみると、平成28年度第1期分の本件固定資産税等の徴収金はその納期限までに納付されなかったため、審査請求人に対して本件固定資産税等に係る督促状を送付したものである。

そうすると、本件処分についても何ら違法又は不当な点は認められない。

(4) 八尾市職員に対する本件固定資産税等の賦課徴収に関する質問等について

審査請求人の代理人でもある〇〇〇〇氏が行った、審査請求書添付書類のとおりの本件固定資産税等の賦課徴収に関する八尾市職員に対する質問等については、同添付書類のとおり既に回答を終えている。

なお、当該質問等及びその回答により、本件固定資産税等の賦課徴収に関し何らかの法律効果を発生させるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されることが相当であると思料する。

2 理由

審理員意見書のとおり。

第5 審査庁が行おうとする裁決の内容

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。

2 理由

審理員意見書に記載のとおり、本件処分に違法又は不当な点が認められなかったため。

第6 審査会の判断の理由

1 本件に係る法律及び条例の規定について

(1) 固定資産税及び都市計画税の納税義務者等について

ア 条例第59条第1項は、固定資産税は固定資産（土地、家屋及び償却資産）に対しその所有者に課する旨規定し、同条第2項は、その所有者とは土地又は家屋については登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう旨規定

している。

イ 条例第137条第1項は、都市計画税は市街化区域内に所在する土地及び家屋に対しその所有者に課する旨規定し、同条第2項は、その所有者とは当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条（第3項、第7項及び第8項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう旨規定している。なお、法第343条第1項及び第2項は、条例第59条第1項及び第2項と同様の規定内容であり、土地に対する固定資産税はその所有者に課し、その所有者とは、土地については登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう旨規定している。

ウ 法第10条の2第1項は、共有物に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う旨規定し、法第10条は、地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、民法第432条等の規定を準用する旨規定している。この民法第432条は、連帯債務に係る履行の請求についての規定であり、数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の1人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、履行の請求ができる旨規定している。

（2）固定資産税及び都市計画税の賦課徴収について

ア 条例第70条は固定資産税の賦課期日を、条例第139条は都市計画税の賦課期日を規定しており、ともに賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とする旨規定している。

また、条例第71条第1項は固定資産税の納期を、条例第140条第1項は都市計画税の納期を規定しており、ともに第1期の納期は、5月17日から同月31日までとする旨規定している。

イ 法第13条第1項は、地方団体の長は、納税者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、当該者に文書により納付の告知をしなければならない旨規定し、法第364条第1項から第3項まで及び第9項は、固定資産税の徴収方法等について規定しており、固定資産税の徴収は普通徴収の方法によらなければならない旨、納税者に交付する納税通知書に記載すべき課税標準額は、土地、家屋及び償却資産の価額並びにこれらの合計額とすること、必要事項（土地に対して課する固定資産税にあつては、当該土地について土地課税台帳等に登録された所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格）を記載した課税明細書を納税者に交付しなければならない旨、納税通知書又は課税明細書は、遅くとも、納期限前10日までに納税者に交付しなければならない旨規定している。

ウ 法第364条第10項は、市町村は、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合は、当該納税者に係る都市計画税を併せて賦課し、徴収することができる旨規定し、法第702条の8第1項本文及び条例第141条本文は、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除き、固定資産税の賦課徴収と併せて行う旨規定している。

（3）固定資産税及び都市計画税に係る督促について

ア 法第371条は、納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合は、市町村の徴税吏員は、督促状を発しなければならない旨規定し、条例第77条は、督促状は当該納期限後30日以内に発しなければならない旨規定している。

イ 法第702条の8第1項本文及び条例第141条本文は、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものと規定していることから、都市計画税に係る督促についてもアの例に

よることとなる。

2 本件処分についての検討

(1) 賦課処分と督促処分との関係について

ア 税における賦課処分と督促処分との関係については、それぞれ目的及び効果を異にする別個独立の行政処分であり、したがって、仮に賦課処分に瑕疵があったとしても、督促処分はその違法性を当然に承継するものではなく、賦課処分が重大かつ明白な瑕疵により無効となるか、又は違法を理由として権限ある者によって取り消されない限り、督促処分の効力に影響を及ぼすものではないと解される（福岡地方裁判所平成5年10月28日判決は、「国税の賦課処分と督促処分とは、それぞれ目的及び効果を異にする別個の手続による行政処分であり、前者の違法性は後者に承継されず、したがって、仮に前者に瑕疵があったとしても、当該課税処分が当然無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、督促処分の効力に影響を及ぼすものではないと解される」とする（当該控訴審である福岡高等裁判所平成6年2月28日判決が控訴を棄却し、及び上告審である最高裁判所第三小法廷平成6年9月13日判決が上告を棄却したことにより、第1審判決は維持されている。）。）。

このように、賦課処分の違法性は、当然にはその後の督促処分に影響するものではないが、賦課処分に重大かつ明白な瑕疵があって当該処分が無効である場合や権限ある者によって賦課処分が取り消された場合には、督促処分に影響を与えるものと解される（原田尚彦著『行政法要論全訂第七版[補訂二版]』187頁は、「先行処分が重大明白な瑕疵をもち当然無効であれば、無効な行為を前提として行われる後続の処分は、違法性の承継を論ずるまでもなく、瑕疵あるものとなる。」とする。）。）。

イ 審査請求人は、審査請求書「6. 審査請求の理由」において、審査請求人の代理人であり本件土地の共有者の1人である〇〇〇〇氏が、八尾市固定資産評価審査委員会に対し、本件土地に係る平成28年度固定資産課税台帳登録価格に対する不服申立てを行っており、また、以前から本件固定資産税等に関して八尾市資産税課職員にも相談している（相談内容は審査請求書添付資料のとおり。）ところであるにもかかわらず、審査請求人に督促状が送付されたことは納得できない旨を述べている。

そして、その相談内容として示す審査請求書添付書類「固定資産税についての100項目の質問状、意見状写し」において述べていることは、本件土地の価格への不服を述べていると解される部分があるとともに、審査請求人及びその代理人を含む本件土地の共有者として登記されている3名は、本件土地に関与しておらず本件固定資産税等の納税義務者としてその納付を求められていることが不服であることを述べていると解される。

ウ イで見たとおり、審査請求人が本件処分に先行する本件賦課処分に不服を抱えていることが原因となって本件審査請求に至ったものであるとしても、督促処分は原則的には先行する賦課処分に仮に瑕疵があったとしてもその影響を受けるものではないことは、アで検討したとおりであり、本件審査請求において本件賦課処分自体を審査の対象とするものではない。

しかし同時に、同じくアで検討したとおり、賦課処分に重大かつ明白な瑕疵があって当該処分が無効である場合や違法を理由として処分庁において取り消された場合には、それに続く督促処分は瑕疵あるものとなると解されることから、本件処分が適法であったか否か、また正当であったか否かについて検討するに当たっては、その限りにおいて、まず、本件賦課処分に違法又は不当な点がなかったか否かの検討を要するものと考えられる。

(2) そこで、本件賦課処分に違法又は不当な点がなかったか否かについて検討する。

ア まず、本件固定資産税等の納税義務者について検討する。

(ア) 条例第59条第1項の規定によれば、土地に対する固定資産税はその所有者に課され、同条第2項の規定によれば、その所有者とは、土地については登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者である。また、都市計画税は、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その所有者に課され(条例第137条第1項)、その所有者とは当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条(第3項、第7項及び第8項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者(法第343条第1項及び第2項は、条例第59条第1項及び第2項と同様の規定内容であり、土地に対する固定資産税はその所有者に課され、その所有者とは、土地については登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう旨規定している。)である(条例第137条第2項)。なお、共有物に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負うものである(法第10条の2第1項)。

また、固定資産税及び都市計画税の賦課期日は、ともに当該年度の初日の属する年の1月1日とされている(条例第70条、条例第139条)。

(イ) そこで、本件土地に係る所有者について見ると、平成28年1月1日現在における所有者については、審査請求人である〇〇〇〇氏、審査請求人の代理人である〇〇〇〇氏及び〇〇〇氏がその共有者(持分は各3分の1)(以下「本件共有者」という。)として登記されていることが認められる(弁明書添付書類①)。

このことから、処分庁が、本件土地の平成28年1月1日現在における共有者として登記されている本件共有者について、本件土地に係る平成28年度の固定資産税及び都市計画税である本件固定資産税等の納税義務者としたことは、(ア)に記述するところに沿うものであって当該法及び条例の規定に基づき行ったものであることが認められ、本件共有者を本件固定資産税等の納税義務者としたことに違法又は不当な点があるとは認められない。

イ 次に、これを前提に本件賦課処分について検討する。

(ア) 地方団体の長は、納税者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、当該者に文書により納付の告知をしなければならない(法第13条第1項)。

なお、共有物に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負い(法第10条の2第1項)、地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、民法第432条等の規定が準用されている(法第10条)。そして、民法第432条によれば、数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の1人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、履行の請求ができるものである。

また、固定資産税の徴収は普通徴収の方法によらなければならないこと、納税者に交付する納税通知書に記載すべき課税標準額は、土地、家屋及び償却資産の価額並びにこれらの合計額とすること、必要事項(土地に対して課する固定資産税にあつては、当該土地について土地課税台帳等に登録された所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格)を記載した課税明細書を納税者に交付しなければならないこと、納税通知書又は課税明細書は、遅くとも、納期限前10日までに納税者に交付しなければならないこととされている(法第364条第1項から第3項まで及び第9項)。

また、市町村は、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合は、当該納税者に係る都市計画

税を併せて賦課し、徴収することができ（法第364条第10項）、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとされ、特別の事情がある場合を除き、固定資産税の賦課徴収と併せて行うものとされている（法第702条の8第1項本文及び条例第141条本文）。

(イ) そこで、本件賦課処分について見ると、処分庁は、平成28年4月28日、本件固定資産税を賦課徴収するため、法第13条第1項、第364条第1項から第3項まで及び第9項並びに法第10条の2及び法第10条において準用する民法第432条の規定に基づき、納税義務者とした本件共有者の1人である審査請求人に対し、本件固定資産税に係る納税通知書（課税明細書を含む。）を送付し、このとき法第364条第10項及び第702条の8第1項本文の規定により本件都市計画税の賦課徴収についてもこれに併せて行い、当該納税通知書が到達していることが認められるとしている。

これは、本件賦課処分は、(ア) に記述するところに沿うものであって当該法及び民法並びに条例の規定に従って行ったものであることを主張するものであり、これを否定する証拠はない。

ウ また、審査請求人の代理人であり本件共有者の1人である〇〇〇〇氏が、本件土地の平成28年度固定資産課税台帳登録価格について、八尾市固定資産評価審査委員会に対し審査の申出を行っている旨主張しているが、この点については、当該申出は平成28年9月26日付けで棄却されたことが認められる（弁明書添付書類②）。

エ 他に、本件賦課処分に違法又は不当な点を認める証拠はない。

オ したがって、本件賦課処分に、違法又は不当な点があるとは認められず、まして、無効となるような重大かつ明白な瑕疵があるとも認められない。

また、処分庁において本件賦課処分をその違法を理由として取り消したという事実も認められない。

(3) 次に、これを前提に本件処分について検討する。

ア 法第371条の規定によれば、納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合は、市町村の徴税吏員は、督促状を発しなればならず、条例第77条の規定によれば、督促状は当該納期限後30日以内に発しなればならないとされている。なお、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとされていることから、都市計画税に係る督促についてもこの例によることとなる（法第702条の8第1項本文及び条例第141条本文）。

また、固定資産税及び都市計画税の第1期の納期については、ともに5月17日から同月31日までとされている（条例第71条第1項及び条例第140条第1項）。

イ そこで、処分庁が行った本件処分について見ると、処分庁は、本件固定資産税等の第1期の納期限である平成28年5月31日までに当該納付がなかったため、法第371条及び条例第77条並びに法第702条の8第1項本文及び条例第141条本文の規定により、平成28年6月21日、審査請求人に対して、本件固定資産税等に係る督促状を送付したとしている。

これは、本件処分は、本件固定資産税等の第1期の納期限までに当該納付がなかったため行った処分であり、アに記述するところに沿うものであって当該法及び条例の規定に従って行ったものであることを主張するものである。

この点につき、審査請求人を含む本件固定資産税等の納税義務者において、本件固定資産税等の第1期分を当該納期限までに納付したという主張はなく、また当該納付があったと認める

証拠もなく、処分庁の主張を否定する証拠はないのであって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

なお、審査請求人が本件処分を不服とする理由として、審査請求人の代理人であり本件共有者の1人である〇〇〇〇氏が、八尾市固定資産評価審査委員会に対し本件土地に係る平成28年度固定資産課税台帳登録価格に対する不服申立てを行っていること、また、以前から同氏が、本件固定資産税等に関して八尾市資産税課職員にも相談している（相談内容は審査請求書添付資料のとおり。）ところであるにもかかわらず、審査請求人に督促状が送付されたことが納得できない旨述べているが、本件賦課処分において違法又は不当な点が認められないことは（2）において検討したとおりであり、本件固定資産税等の第1期分の納付がなされていない以上、審査請求人が述べる本件処分を不服とする理由をもって、本件処分が違法又は不当であるとする理由になるとは認められない。

ウ 以上のとおり、本件処分に先行する本件賦課処分に違法又は不当な点があるとは認められず、本件処分それ自体にも違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第7 当審査会における調査審議の経過

年 月 日	調査審議の内容
平成29年3月8日	諮問書の受理
平成29年3月17日	審査
平成29年4月17日	審査・答申

第8 当審査会の委員構成

役職	氏名	備考
会 長	石田 榮仁郎	大学名誉教授 弁護士
職務代理者	上崎 哉	大学教授
	村岡 悠子	弁護士

八尾市行政不服審査会

会 長 石田 榮仁郎
委 員 上崎 哉
委 員 村岡 悠子